（前のページより続き）

〔公　告〕

諸事項
裁判所
破産、免責関係　九〇
特殊法人等
独立行政法人国立文化財機構出品預証書紛失に伴う証書の無効、東日本高速道路株式会社工事完了、首都高速道路株式会社工事完了・工事一部完了、中日本高速道路株式会社工事一部完了・工事完了、阪神高速道路株式会社工事完了、地震保険基準料率算定、日本弁護士連合会懲戒の処分関係　一〇〇
地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　一〇四
会社その他　一〇五
会社決算公告　一〇七

省　令

○総務省令第二十九号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定に基づき、電波法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年三月二十七日

総務大臣　新藤　義孝

電波法施行規則等の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第一条　電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第六条第四項第四号(3)中「五、一八〇MHz、五、一九〇MHz、五、二〇〇MHz、五、二一〇MHz、五、二三〇MHz、五、二四〇MHz、五、二六〇MHz、五、二七〇MHz、五、二八〇MHz、五、三〇〇MHz、五、三一〇MHz又は五、三二〇MHz」を「五、一五〇MHzを超え五、三五〇MHz以下」に改め、同号(4)を次のように改める。

(4)　五、四七〇MHzを超え五、七二五MHz以下の周波数（上空にあつては、航空機内で運用する場合に限る。）

第六条第四項第四号(5)を同号(6)とし、同号(4)の次に次のように加える。

(5)　五、二一〇MHz又は五、二九〇MHzの周波数及び五、五三〇MHz又は五、六一〇MHzの周波数（屋内その他電波の遮蔽効果が屋内と同等の場所であつて、総務大臣が別に告示する場所において使用するものに限る。）

（無線設備規則の一部改正）

第二条　無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第四十九条の二十第三号中「五、一八〇MHz、五、一九〇MHz、五、二〇〇MHz、五、二一〇MHz、五、二三〇MHz、五、二四〇MHz、五、二六〇MHz、五、二七〇MHz、五、二八〇MHz、五、三〇〇MHz、五、三一〇MHz又は五、三二〇MHzの周波数の電波を使用する無線設備」を「五、一五〇MHzを超え五、三五〇MHz以下の周波数の電波を使用するもの」に、「総務大臣が別に告示する場所」を「施行規則第六条第四項第四号(3)の告示で定める場所」に改め、同号ヲ中「ルまで」を「ヲまで」に改め、同号ヲを同号ワとし、同号ル(1)から(4)までを次のように改める。

(1)　占有周波数帯幅が一九MHz以下の場合

基準チャネル	周波数帯	基準チャネルからの差の周波数（f）	一MHzの帯域幅における等価等方輻射電力
(一)　占有周波数帯幅が一八MHz以下の無線設備	五、一四〇MHz以上五、一四二MHz以下	九八MHz以上一〇〇MHz以下	二・五マイクロワット以下